

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和4年（2022年）3月28日付け越監第237号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年5月9日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

地域共生部

【指摘事項】
<p><支出事務></p> <p>(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。</p> <p>職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。</p> <p>職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため支給金額に不足が生じていたものである。(地域共生推進課)</p>
【措置等の内容】
<p>本件につきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に不足が生じたものであり、指摘後、速やかに修正処理を行い、令和4年3月支給分で精算を完了しました。</p> <p>今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費の支給に関する手引及び庶務事務システム運用マニュアルについて職員に周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>

監査の結果に係る措置について

地域共生部

【指摘事項】
<支出事務> (2) 委託契約において、職員配置数が仕様書の要件を満たしていないものがあった。 地域包括支援センターの業務委託契約における職員配置数については、介護保険法施行規則並びに越谷市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき作成した仕様書に定められている。 本契約において、受託者から提出された職員の配置状況の報告を確認したところ、仕様書に記載の職員配置数を満たしていなかったものである。 (地域包括ケア課)
【措置等の内容】
本件については、令和3年度の契約時において、受託事業者職員の突然の退職により仕様書上の職員数の一部を満たしていない状況がありましたが、直ちには業務に支障がないことを口頭により確認し、契約したものです。なお、欠員については、その後速やかに補充されたとの報告を受けています。 今後は、仕様書に定める業務内容の履行をより明確に確認すべく、「越谷市地域包括支援センター業務委託」仕様書中の「職員配置」に関する規定に、新たに「欠員が生じるときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得る」旨の内容を追記し、令和4年度の業務委託契約から適用しています。 今後とも、受託事業者に対して、関係例規や仕様書等を踏まえた業務の遂行を的確に求め、適切な事業の推進に努めます。